

9 知事講演

日本記者クラブにおける稲嶺知事講演（平成13年8月3日）

はじめに

ご紹介いただきました沖縄県知事の稲嶺恵一でございます。

本日は、多くの皆様の前で沖縄の基地問題についてお話しできますことを大変うれしく思います。また、この機会をあたえていただきました日本記者クラブに対し心より感謝申し上げます。

沖縄県及び沖縄の米軍基地のあらまし

さて、本日は、私の方から「沖縄における米軍基地の現状と課題について」お話しすることになっておりますが、本県の米軍基地の状況などをお話しする前に、沖縄県のあらましについて簡単に触れたいと思います。

ご承知のとおり、沖縄県は、日本の南西端に位置する離島県で、陸地面積は小さいものの、海域を含めると東西1,000km、南北400kmに及んでおり、日本の47都道府県の中で最も大きな行政区域を有しています。

沖縄は日本本土と中国大陸及び東南アジア諸国を結ぶ要の位置にあることから、琉球王朝時代の15世紀ごろには、明国との朝貢貿易を中心に日本や朝鮮との海上交易を行うとともに、シャム、マラッカ、ルソンなど当時の東南アジア諸国との平和的交流を通じて海外の文化を巧みに取り入れて来ました。

17世紀初頭に、薩摩の侵攻によって徳川幕藩体制に組み込まれ、これまでの外国交易も統制されることになりましたが、流入した日本文化の影響も受けて独自の文化・芸能が隆盛したのもこの時期であります。

明治維新を迎えると、明治政府は琉球と中国（清国）との外交関係を絶ち、これにより400年続いた琉球王朝は終わりをつげたのであります。

こうして日本の一県となった沖縄ですが、第2次世界大戦では、住民を巻き込んだ地上戦の場となり軍民併せて20万余の戦死者をだしました。終戦後は、米軍統治下に置かれ「基地の島」となり、地域によってはアメリカ文化との接触で個性的な町が形成されていきました。

このように本県は古くから、日本本土のほか中国や東南アジア諸国等との交易を続け、戦後は米国の影響を受けるなど、多様な地域との交流を蓄積し今日に至っております。

地政学上の条件がもたらしたともいえるこうした独自の歴史的体験を通じ、本県は我が国の中でも、多様で独特の文化・生活様式を育んでまいりました。

諸外国から学び、吸収して独自のものへと創り上げた沖縄文化の一端をご紹介しますと、例えば、沖縄県を発祥地として今や世界の武道となった空手は、中国拳法を取り入れ独自に発展させたものです。

また、アジアと共通の旋律を持った沖縄民謡、戦後アメリカ文化との出会いによって誕生した「オキナワンロック」などが、いま日本のミュージックシーンで活躍する沖縄出身のアーティストたちのルーツにあります。

それから、陶器、漆器、織物、紅型などの伝統工芸や世界一の長寿地域の理由の一つとされる琉球料理も、海外の文化をたくみに取り入れながら、今日に至ったものであります。

沖縄の県民性は、こうした歴史体験や豊かな自然環境などを背景に、本土の他地域と異なる個性と特色を有しているのではないかと考えています。

沖縄には、人と人との結びつきを大事にする心を表現した「イチャリバチョーデー」（出会えば皆兄弟）という言葉がありますが、実際に沖縄に来られた方々の多くが、この言葉に代表されるような沖縄県民の人間関係における親和性や寛容性を認めており、居心地が良いとの感想を述べています。

また、沖縄の県民意識についてもう一つ申し上げたいことは、平和を希求する気持ちが非常に強いということでもあります。それは、いうまでもなく、去る第二次世界大戦末期の沖縄戦で、人口の三分の一

近くの人命を犠牲にただけでなく、先人から受け継いだ貴重な文化遺産が壊滅され、緑豊かな県土が文字通り焦土と化した過酷な歴史体験があるからであります。

沖縄の米軍基地問題を語る時、本県のこのような歴史と県民の平和に対する強い思い入れを抜きに語ることはできません。

米軍基地の概要、特徴について

第二次世界大戦後、沖縄は昭和26年まで米軍の占領下に置かれ、同年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を回復した後も、引き続き米軍の施政下に置かれました。このような米軍施政下の状態は、沖縄が昭和47年に日本に復帰するまで27年間続きました。

この間、昭和24年以降における中華人民共和国の成立、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化を背景に、米軍は当時、住民から「銃剣とブルドーザーによる接收」と呼ばれた民有地の強制接收を行い、大規模な軍事基地を次々に建設していきました。その結果、沖縄は「太平洋の要石」と呼ばれるような基地の島となりました。

このような経緯をもって形成された広大な基地は、本土復帰の時点で、日米両国が締結した沖縄返還協定により、日米安全保障条約に基づく日本政府の提供施設として、引き続き米軍が使用することになりました。

沖縄は日本の国土面積の約0.6パーセントに過ぎない非常に小さな島ですが、日本に所在する米軍専用施設面積の約75パーセントにのぼる広大な米軍基地が置かれており、在日米軍兵力の約60パーセントを占める米軍が駐留しています。

とりわけ、沖縄の米軍基地は、海兵隊が占める割合が大きくなっており、面積においては沖縄の米軍基地の約75パーセントを占め、軍人数では在沖米軍兵力の約60パーセント、在日米海兵隊兵力の約85パーセントが沖縄に駐留しています。

日米両国間で、外交・防衛関係上の課題として頻繁に取り上げられる、いわゆる「沖縄問題」とは、まさに、このような沖縄の過重な基地負担と、日米間の安全保障体制の維持との関わりから出てくる問題なのです。

その意味で、沖縄の基地問題は日本の国内問題であると同時に、日本と米国との外交問題でもあります。

沖縄には、平成12年3月末現在で38の米軍基地があり、その総面積は約23,754ヘクタールです。これは、沖縄の総面積の約10.5パーセントに相当し、中でも沖縄の産業・経済の中心地である沖縄本島においては、約18.9パーセント、即ち約5分の1が米軍基地として使用されています。

これを市町村別にみますと、県内の53市町村のうち、25の市町村に米軍基地が置かれており、嘉手納飛行場がある嘉手納町では町面積の82.9パーセントが米軍基地であるほか、9市町村で市町村面積の30パーセント以上が米軍基地で占められています。これらの数字からお分かりのように、狭い地域に広大な米軍基地が集中し、基地と民間地域が近接して存在しているのが沖縄の現状です。

また、沖縄の米軍基地の土地の所有形態をみると、日本本土にある米軍基地は、約88パーセントが国有地であるのに対し、本県では、民有地が約33パーセント、県・市町村有地が約33パーセント、国有地は約34パーセントにすぎない状況であり、民有地を接收して米軍基地が建設されていった経緯から、他の都道府県に比べ国有地以外の民公有地の割合が高いのが特徴となっております。

他方、広大な米軍基地の存在は、3万人余の軍用地主に対する賃借料、沖縄県内の基地に勤務する日本人従業員約8,400人に対して支払われる雇用者所得、そして米軍関係者が基地外で支出する消費支出などを通じて、沖縄の経済に少なからぬ影響を及ぼしており、本土復帰時（昭和47年度）に約780億円あった基地関連収入が、平成10年度には1,873億円と約2.4倍に増加するなど、県経済を支える収入源の一つとなっていることは否めない現実であります。

しかし、県経済の規模拡大などを背景に、県経済に占める基地関連収入割合は年をおって低下してき

ており、本土復帰時（昭和47年度）の約15.6パーセントから平成10年度は約5.2パーセントにまで低下しています。

また、本県に所在する広大な米軍基地は、計画的な都市づくり、交通体系の整備、産業用地の確保など本県の振興開発を推進する上で大きな制約となっており、基地に依存した経済から脱却し、民間主導の自立経済の発展を目指す上で、一つの阻害要因となっています。

基地問題に対する県の基本的姿勢について

沖縄に所在する米軍基地はあまりにも広大で過密です。基地の整理・統合・縮小を進めることは、沖縄の人々の共通した願いなのです。

私の基本姿勢は、県民の負託を受けた行政の責任者として、基地問題を実現可能なものから一つ一つ解決し、米軍基地の整理・縮小を求める県民の願いを実現することにあります。

日米両政府は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るための協議の場として、平成7年「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置し、翌平成8年、協議結果をまとめた最終報告において、11施設、約5,002ヘクタールの土地の返還を合意しました。

しかし、SACO合意事案がすべて実現されたとしても、沖縄県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントが存在することから、SACO合意事案以外についても、さらなる米軍基地の計画的・段階的な整理・統合・縮小に取り組んでいきたいと考えております。

また、基地の運用等から派生する諸問題の現状に鑑み、単に基地の面積を減らすということだけでなく、県民の基地負担の軽減を図るため、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減についても基地の提供責任者である日本政府において米国政府との間で協議していただくよう要請しているところであります。

普天間飛行場返還問題について

次に、SACO最終報告で返還が合意された11施設のうち、重要な事案の一つである普天間飛行場の返還に係る問題についてお話しいたします。

普天間飛行場には、海兵隊のヘリコプター部隊を中心に約70機の航空機が配備されていますが、同飛行場は市街地の中心部にあるため、航空機の墜落事故や日常的な航空機騒音が市民生活に大きな不安や深刻な影響を及ぼしています。

また、同飛行場及びその周辺部は、沖縄本島中央部の交通の要衝にあり、本県の振興開発を図る上で重要な地域となっていることから、地元市町村をはじめ、県はかねてから日米両国政府に対しその返還を強く要望してきました。

その結果、SACO最終報告において、普天間飛行場の返還に伴う代替施設を県内につくることを条件として全面返還が合意されました。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月、「キャンプシュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を移設候補地として選定するとともに、移設候補地が所在する名護市長に理解と協力をお願いしました。

また、県では、普天間飛行場の移設にあたっての県の考え方を国に対し提示し、代替施設に15年の使用期限を設けること、代替施設を民間航空機が就航できる軍民共用飛行場とすること、地域住民の生活環境や自然環境に著しい影響を及ぼすことがないように、十分に配慮することなどを国に要請しました。

特に、代替施設の15年使用期限問題については、戦後日本の平和と経済繁栄の中で、沖縄が56年間にわたり、過重な基地負担をしてきている状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理・縮小を求める県民感情から、15年の使用期限を設けたものであり、その解決を国に強く求めているものであります。

日米地位協定の見直しについて

次に日米地位協定の見直しについてであります。

米軍基地の運用から派生する問題として、地域住民の健康への影響も懸念される日常的な航空機騒音の発生、航空機の墜落等の事故、実弾演習による赤土の流出などの自然環境の破壊、山林火災、油脂類や有害廃棄物による環境汚染など、様々な問題があります。

また、沖縄に駐留する米軍人等の米軍関係者が引き起こす犯罪も大きな問題の一つであります。

県では、これらの米軍基地を巡る諸問題の解決を促進するためには、米軍基地の提供や運用等について定めた日米地位協定を見直す必要があると考え、昨年8月に11の項目について日米地位協定の見直しに関する要請を行いました。

この要請に盛り込まれた内容は、県議会における決議、市町村の意見などを踏まえたものであり、戦後56年間も過重な基地負担をしてきた県民の総意であります。

具体的に例を挙げますと、地位協定第17条では、日本側に裁判権がある場合でも被疑者の身柄が米側にある場合は、起訴されるまでは、米側が引き続き被疑者の身柄を拘束することになっております。これについて、平成7年の合同委員会において、殺人や強姦などの凶悪な犯罪の場合、米側は日本側の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」こととされ、一定の前進が図られました。

しかし、去る6月29日に発生した在沖米空軍兵士による婦女暴行事件では、警察が逮捕状の発布を受け、米側に対して被疑者の身柄の引渡を要求してから、米側が引渡に応ずるまで4日間もかかったため、沖縄県民の怒りは日増しに高まっていきました。今回の事件で、起訴前の被疑者の身柄の引渡については、地位協定の運用の改善で対応することの限界が明らかになったと考えております。

県としては、第17条については、公務外の事件について日本側に裁判権がある場合には、殺人・強姦などの凶悪な事件に限らず全ての事案について、合衆国は、日本国から被疑者の起訴前の拘禁の移転の要請がある場合は、これに応ずる旨を明記するよう要請しています。

また、第18条の被害者の補償等については、公務外の米軍人・軍属及びその家族が加害者となった場合でも、被害者への十分かつ迅速な法的補償を行うようにすることや、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられるため、給料等の差し押さえについて明記するよう要請しています。

さらに、米軍基地から派生する環境問題について、米軍についても日本国の国内法を適用すること、米軍の活動に起因して発生した環境汚染については、米軍の責任において適切な回復措置を執るものとする、などを明記することを要請しております。

地位協定の見直しについては、従来、基地を抱える都道県で構成する渉外知事会でも国に対し要請してはきましたが、去る7月5日に本県を訪れた衆議院外務委員会委員に本県から強く要請したところ、7月10日の同委員会において、「日米地位協定の見直し」が決議されました。また、全国知事会においても「2002年度の国に対する要望」のなかに日米地位協定の見直しについて取り上げていただきました。私は常々「日米安保体制やその体制下の沖縄の米軍基地の問題は国民全体の問題として考えるべきものである。」と申し上げており、国会や全国知事会で地位協定の問題を取り上げていただけることは非常に心強く感じております。

一方、日本政府においては、「日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であると考え、運用の改善を進めることとしており、これが十分効果的でない場合には、地位協定の改正も視野に入れていく」としております。

本県としては、直面する問題について運用の改善により機敏に対応することについては否定するものではありませんが、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題などから県民の生命、財産を守るためには、日米地位協定の抜本的な見直しは不可欠であり、運用の改善では根本的な解決にはならないと考えており、今後とも引き続き、日米地位協定の抜本の見直しについて日米両国政府に理解と協力を求めていきたいと考えています。

終わりに

以上、広大な米軍基地を抱え、常に基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄の現状や県の考え方などをお話しさせていただきました。

第二次世界大戦が終わって約56年が経過した現在においても、なお本県には広大かつ過密な米軍基地が存在し、これらの米軍基地に起因する環境問題や米軍人等による事件・事故等が県民生活に多大な影響を及ぼしているほか、計画的な都市づくりなどの振興開発を促進する上で大きな制約となっています。

また、このような広大な基地を負担してきた沖縄では、長い歴史の中で米軍人・軍属等による刑事事件は5千件余を数えています。中でも、殺人、強盗、強姦などの凶悪事件は復帰後平成12年末までに527件も発生しています。

私は「沖縄で今起きている事件・事故については、点で捉えるのではなく、線で捉えていただきたい。」といつも申し上げております。つまり、沖縄県民は、長い基地負担の歴史の中で、多くの被害を受けてきたところから、6月に起こった北谷町での凶悪な事件のみならず、小さな事件であっても、米軍人等による刑事事件は、過去にあった幾多の不幸な事件を想起させ、県民に不安と衝撃を与え、米軍に対する不信感を募らせている、ということであります。

私は、このような県民の声を米国連邦政府、連邦議会、そして多くのアメリカ国民に伝えるため、本年5月に米国を訪問し、連邦政府関係者等にお会いしたところであります。

また、私がこれまでお話しさせていただいた、いわゆる「沖縄問題」は、日米間の安全保障体制の維持との関わりから出てくる問題であり、その意味では、政府間の外交問題であります。同時に、安全保障体制は日本全体で考えるべき国民的課題であり、基地負担についても全国民が公平に負うべきであると考えております。去る6月23日の慰霊の日に小泉総理が沖縄全戦没者追悼式に参列されたときに、「沖縄の抱える諸問題の解決は重要課題であり、基地問題は全国の問題として取り組んでいきたい。」とおっしゃっていただきました。また、7月に田中外務大臣にお会いしたときも、「日米地位協定の問題については、内閣全体の問題として受け止めてまいりたい。」とおっしゃっていただきました。政府においてもようやく沖縄の基地問題が全国の問題であるという認識が芽生えてきたと感じており、今後、国民全体が自分たちの問題であると認識していただけるよう訴え続けていきたいと考えております。

私はよく沖縄県民の米軍基地に対する感情をマグマに例えております。そのマグマが噴火するとどうなるか分かりません。相次ぐ米軍人による事件により、県民の怒りのマグマは噴火寸前までできております。

基地問題は、国際情勢や軍用地主、駐留軍従業員の生活、返還跡地の利用など様々な問題が複雑に絡みあっていることから、マグマが噴火する前に、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えており、今後とも、米軍基地の整理縮小を始めとする基地問題の解決に向けて、全力で取り組んでいきたいと考えています。

皆様におかれましては、長い間にわたって過重な米軍基地を負担してきた沖縄県民の良き理解者としてそれぞれの立場で、本県の基地問題の解決について御支援、御協力をいただければ幸いに存じます。

ご静聴ありがとうございました。